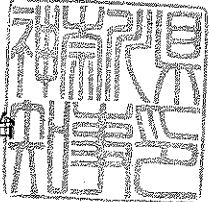


水第 1164 号  
令和 5 年 5 月 15 日

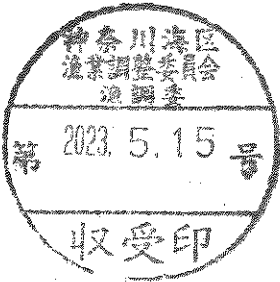
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐滄



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数(人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項)により許可又は起業の認可時に附加する条件	許可又は起業の認可をすべき期間	許可の有効期間
かま一枚漁業	1	定めなし	三浦市初声町黒崎突端より正西の線から逗子市大埼突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	6月1日から11月30日まで	逗子市小坪に漁業を根拠している者	1. 漁具の規模は次のとおりとする。 (1)目合 3cm以上 (2)網丈 6m以下 (3)網 1反の長さ120m以下 (4)1 統の網の使用反数 15反以下 2. 網の張立時間は、午前3時から午前10時までとする。	令和5年6月5日から同年7月4日まで	令和5年7月20日から令和5年8月21日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

三浦市初声町黒崎突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。

